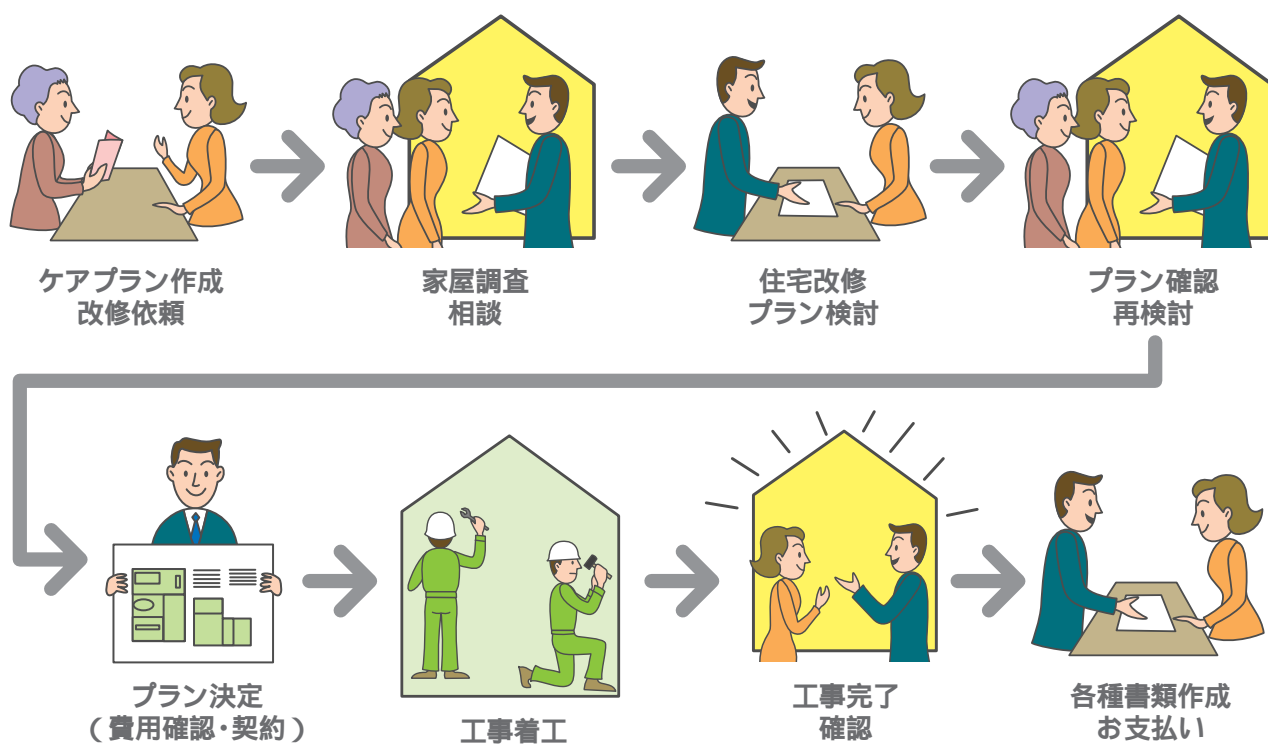


住宅改修プラン、改修費の支給について

プランの流れ

ケアマネージャーがお客さまときめ細かいご相談をしながら、プランニングから施工までトータルに対応。お客さまの身体状況や生活環境にあわせて、安心して暮らせる住まいづくりをお手伝いいたします。



介護保険制度「住宅改修費の支給」について

対象者

要介護認定によって
要支援～要介護度5
と認定された方。

支給
限度額

改修に要した費用として**上限20万円**

例えば改修に要した費用が20万円の場合、そのうち9割
(18万円)が保険で支給され、自己負担は1割(2万円)となります。
上限金額を超えた場合は、超えた部分の費用は全額自己負担となります。

お見積は無料にて承ります。お気軽にご相談ください。

お客さまより、**専門業者**へ改修工事の発注。

専門業者により改修工事施工。

工事完了後、**施工業者**へ**全額(10割)**お客さま負担にてお支払い。

各市町村の窓口へ申請。(下記書類を提出)

住宅改修に要した費用に係わる領収書 工事費内訳書 改修の個所毎に改修前、改修後それぞれの写真(日付入り)。
住宅改修の必要な理由書()基本的には、ケアマネージャーにて作成。
所有者の承諾書。(住居の所有者が被保険者本人以外の場合)

市区町村より、お客さまご指定口座へ**お支払い金額のうち9割を払い戻し**。

市区町村により、申請方法やお支払い方法が違う場合がございますので、最寄りの当社事業所までお問い合わせくださいませ。